

議案第94号

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年 9月 2日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

所沢市建築・開発関係手数料条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項若しくは第34項」に改め、同表の6の項から8の項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の9の項から12の項までの規定中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表備考3(2)中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改める。

別表第2の1の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

別表第6の2の項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。